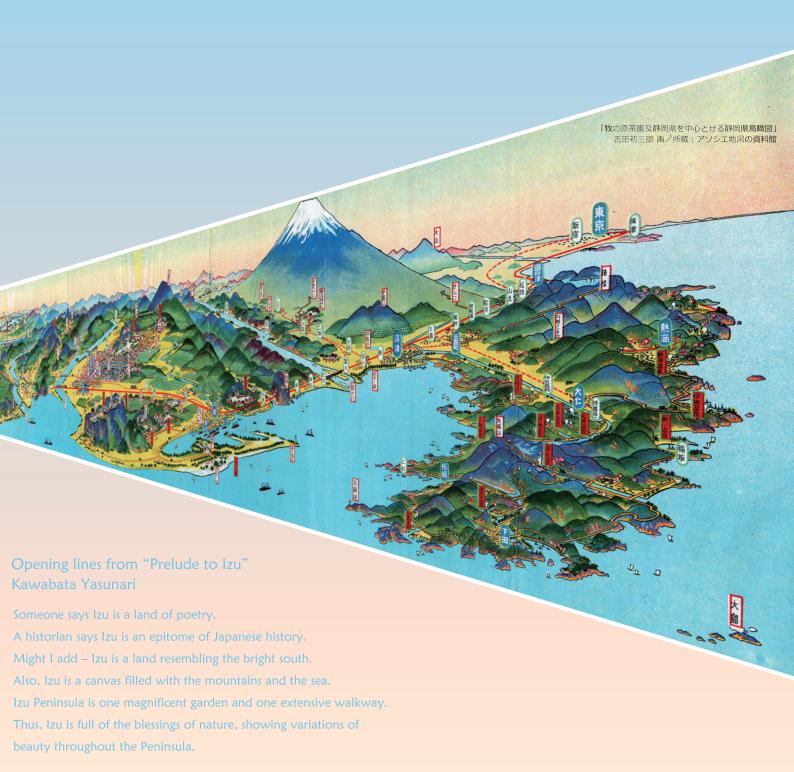
伊豆半島 景観形成行動計画



平成29年3月伊豆半島景観協議会

目 次

はじめに	1
0-1 行動計画策定の目的	1
0-2 行動計画の位置付け	2
0-3 行動計画の対象地域	3
1 伊豆半島における景観形成の基本方針	4
1-1 伊豆半島における景観形成の基本的な考え方	4
(1)「ふじのくに景観形成計画」における対象地域の位置付け	4
(2)伊豆半島の構造からみる景観特性	5
(3) 伊豆半島の現状と課題	9
(4) 伊豆半島の今後の景観形成に求められるもの	10
(5) 各主体が担うべき役割	12
1-2 基本理念	13
1-3 伊豆半島の景観形成の基本方針	13
2 行動計画	14
2-1 行動計画の体系	14
2-2 広域景観形成の行動計画	15
2-3 地域景観形成の行動計画	43
2-4 推進体制	45
参考	46
1 行動計画策定の流れ	46
2 伊豆半島景観形成行動計画策定有識者会議	47
3 伊豆半島景観協議会	48

はじめに

0-1 行動計画策定の目的

伊豆半島は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、また近年は日本ジオパークに認定されるなど、静岡県の中でも特に変化に富んだ美しい自然景観を有する地域です。また、2020 年東京五輪の自転車競技開催地に決定し、今後は、今まで以上に多くの観光客などの来訪が予想されます。

しかし、現地の景観に目を向けると、周囲の景観に不調和な屋外広告物や建築物の立地など、景観上の課題が多数見られ、国際的観光地を目指す伊豆半島においてふさわしい景観とは言い難い状況です。

多くの人々に愛されてきた伊豆半島固有の美しい景観を守り、より良いものにしていくことは、増加する観光客などをもてなしていくためにも重要なことであり、そこに住む人々の愛着にもつながります。

景観上の様々な課題には、政策的に直ちに取り組むものと、景観づくりの様々な主体の意識を醸成しながら 長期的な視野を持って多角的に取り組んでいくものの両面の視点があります。伊豆半島や静岡県の景観形成 の方向性などを網羅的に示した計画が既に幾つかある中で、「伊豆半島景観形成行動計画(以下「行動計 画」という。)」は、確実に実施していく具体の施策を示して、行動を起こしていくことを目的に策定しました。

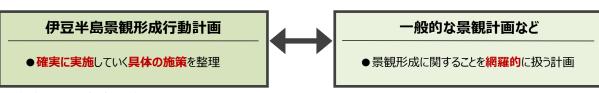


図 行動計画と一般的な景観計画などとの違い



0-2 行動計画の位置付け

本行動計画は、「ふじのくに景観形成計画(平成 29 年 3 月、静岡県)」、「ふじのくに色彩・デザイン指針(平成 26 年 7 月、静岡県)」、「ふじのくに観光躍進基本計画(平成 26 年 3 月、静岡県)」及び「伊豆半島グランドデザイン(平成 25 年 3 月)」等の関連計画を踏まえて策定しています。

伊豆半島の市町において、景観法に基づく景観計画やその他景観関連計画等を策定あるいは見直しを行う際には、本行動計画に留意することが望まれます。

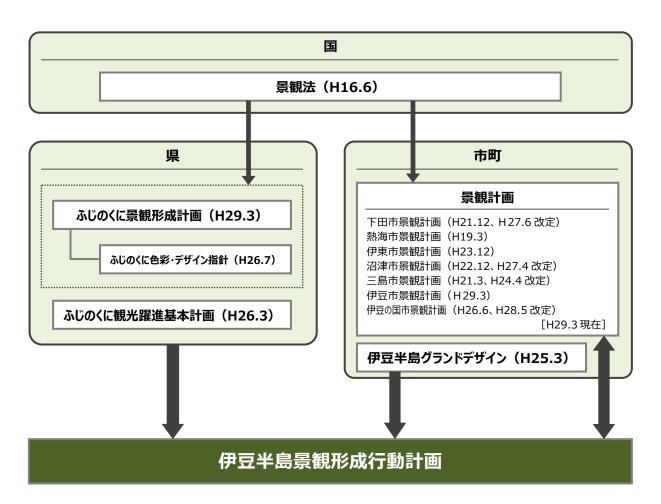


図 行動計画の位置付け

0-3 行動計画の対象地域

本行動計画は、伊豆半島 13 市町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町)を対象とします。(以下「伊豆半島 13 市町」または「13 市町」という。)

なお、平成 29 年 3 月末現在、13 市町のうち 7 市が景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画を 策定済みです。



図 行動計画の対象地域(伊豆半島7市6町)

1 伊豆半島における景観形成の基本方針

1-1 伊豆半島における景観形成の基本的な考え方

(1)「ふじのくに景観形成計画」における対象地域の位置付け

静岡県では、県の役割である広域景観形成をさらに加速させるため、これまでの県土全体の景観形成の指針である「新静岡県景観形成ガイドプラン(H18.3)」を見直し、県の方策や行動などを示す「ふじのくに景観形成計画(H29.3)」を策定しました。

この計画では、富士山や駿河湾などの広域景観を回遊式庭園に見立て、広大な県土を巡りながら、様々な 景観を楽しんでいただくよう、本県の目指す姿を「ふじのくに回遊式庭園」と提起しています。

また、本県を印象付ける広域景観の保全・形成が確実に実施されるための体制や仕組み、ルールづくり等のマネジメントを重視した内容になっています。

さらに、伊豆半島をはじめとする7つの広域景観のテーマを設定し、それぞれの景観形成方針を示しました。 具体的な行動・取組は、各地域の行政や事業者等で構成する広域景観協議会等において検討していくこと としています。

■景観形成の理念

美しく心豊かな暮らし「ジャパニーズ・ドリーム」の実現に向け、先人が守り築いてきた豊かな自然・文化・歴史に根ざした景観に愛着と誇りを持ち、敬意を払い、未来へと継承していく景観形成を進めていきます。

■目指す姿

ふじのくに回遊式庭園

駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観。 それを社会総掛かりで磨き上げることで、世界の憧れを呼ぶ ふじのくにの豊かな暮らしを実現します。



図 ふじのくに回遊式庭園のイメージ

(2) 伊豆半島の構造からみる景観特性

伊豆半島の構造からみる景観特性を、「自然・地形」、「歴史・文化」、「生活・交通」、「産業」の 4 つの視点から整理します。

①自然·地形

伊豆半島は、かつて太平洋にあった火山島や海底火山の集まりで、フィリピン海プレートの北上とともに本州に衝突し、現在のような半島地形になったと言われています。伊豆半島では、現在も続く火山活動や地殻変動により豊富な湯量を誇る温泉地や、最深部は水深 2,500mにも達する日本一深い駿河湾のほか、各所に変化に富んだ地形が形成されています。また、駿河湾越しに望む富士山など、伊豆半島でしか味わえない美しい眺望を楽しめる場所もあります。

また、伊豆半島には、半島中央部を占める天城山系に源を発し、幾つかの中小の支川を集め駿河湾に注ぐ狩野川があります。それらの河川が形成する流域には、ヒノキを中心としたスギ、マツなどの人工林が広がる自然豊かな地域がみられます。さらに、河津桜の名所として知られる河津川や、桜と菜の花のコントラストが美しい那賀川など、市街地を流れる中小の河川が地域の景観に彩りを添えています。





②歴史·文化

伊豆の歴史は古く、『扶桑略記』(平安時代の歴史書)には、西暦 680 年に伊豆国(いずのくに)の設立に関する記述が見られます。

また、地域の資源に目を向けると、伊豆の国市にある明治日本の産業革命遺産・韮山反射炉をはじめ、伊豆石やなまこ壁を使った歴史的建造物や、細野高原の野焼きといった伝統的行事など、地域の産業や生活と密接に結びついた独自の歴史や文化を各地で見ることができます。

明治から昭和にかけては、天城山を貫く旧天城トンネル



の開通や東海道本線、東海道新幹線、また東名高速道路の開通などにより交通利便性が格段に向上しました。

伊豆半島は、各地に豊富な湯量を誇る温泉地が点在することから、政財界人や文豪・作家などの保養地と しても愛されてきました。 伊豆半島に逗留した際に書かれた小説や俳句は多く、文学の舞台としても有名です。中でも、川端康成は、「伊豆の旅・伊豆序説(中央文庫、昭和56年4月、抜粋)」において、「伊豆は詩の国であると、世の人はいう。伊豆は日本歴史の縮図であると、或る歴史家はいう。伊豆は南国の模型であると、そこで私はつけ加えていう。伊豆は海山のあらゆる風景の画廊であるとまたいうことも出来る。伊豆半島全体が一つの大きい公園である。一つの大きい遊歩場である。つまり、伊豆は半島のいたるところに自然の恵みがあり、美しさの変化がある。」と記述しています。



③生活·交通

伊豆半島は、その北部地域に東名高速道路、東海道 新幹線、東海道本線など国土軸が通る一方で、そこから 南進する道路や鉄道の幹線軸が脆弱な状況です。

半島内の主要道路は、半島外縁を通る国道 135 号と 国道 136 号、半島中央部の山間を南北に通る国道 414 号です。伊豆東海岸では、道路が海岸沿いを通り、低い 位置で海が見え、一方、伊豆西海岸では、道路が海岸の 崖上を通り、高い位置で海が見えます。鉄道は、半島北 部の中央を、三島から修善寺(伊豆市)までをつなぎ、 田畑の中を伊豆箱根鉄道駿豆線が通っています。また、 半島東部に、熱海から伊東までをつなぐ JR 伊東線、伊東 から下田までをつなぐ伊豆急行線が通り、いずれも海岸線 を意識した鉄道となっています。

また、伊豆縦貫自動車道の整備が進んでおり、全線開通の際は、沼津岡宮 IC から下田市 (仮称:下田 IC)への所要時間が、現在の約130分から約60分に大幅短縮される予定です。

これらの既存の道路には、所々に展望所が設けられており、岬、砂浜、漁港など伊豆半島を特徴付ける海岸線が楽しめるとともに、駿河湾越しの富士山眺望など、他地域では味わうことのできない変化に富むダイナミックなパノラマ景観を楽しむことができます。また、展望所に立ち止って見るだけではなく、沿岸部を通過しながら眺めることができる場所もあり、そうした移動景観は観光の目玉の一つでもあります。今後はこうした道路ネットワークの整備と連携して景観形成を進めていくことが必要です。







一方、中央に山稜が連なる平坦地の少ない地形であるため、市街地や集落は、半島北部(付け根)の平地のほか、山間部や海岸部のわずかな谷地や低地に点在する状況です。海岸部の入り組んだ地形にある漁港のまちなみなどは、そこに暮らす人々の生活の営みそのものが、その場の景観を構成しており、地域らしさを感じるものとなっています。

また、沿岸部では、巨大地震に備えた津波対策においても、地域の歴史・文化や景観などとの調和に配慮して各地で検討が進められています。

4)産業

伊豆半島における主要産業は、美しく変化に富んだ自然 景観や、豊富な湯量を誇る温泉地などを資源とする観光 業です。

温泉地としては、熱海温泉をはじめ、伊東温泉、伊豆高原温泉、熱川温泉、稲取温泉、下田温泉、伊豆長岡温泉、修善寺温泉、天城湯ヶ島温泉、戸田温泉、土肥温泉、堂ヶ島温泉など個性豊かな温泉場が半島全体に点在し、湯めぐりを楽しむ観光客の姿を見ることができます。

また、温暖な気候がもたらす、河津桜をはじめとした四季折々の花の名所巡りも楽しむことができます。

農業に着目すると、冬季の温暖な気候を活かして、中晩 柑類(1~5月ごろに収穫される、温州みかん以外の柑橘 の総称)や花き、わさびを含む野菜類など、多くの農産物 が栽培されています。特に、三島市では、「箱根西麓三島 野菜」と称した、箱根西側の標高 50m以上の斜面でとれ た野菜のブランド化の取組が行われています。

林業では、伊豆半島中央部の天城山系を源とする狩野川とその他中小河川による流域内に、ヒノキやスギなどが植林され、苗木から、造林、保育、森林整備、木材の搬出、販売に取り組まれています。

三方を海に囲まれた伊豆半島では漁業も盛んで、県内に49箇所ある漁港(県、市町管理)のうち、伊豆半島内(13市町)には37箇所もあります。伊豆半島は金目鯛の水揚げ地として全国にその名を知られるほどです。その他にも、いせえび、あわび、さざえ、てんぐさなどの産地として、飲食やお土産物として広く販売されています。

こうした、農林漁業の景観は、古くからの営みの中で形成されてきた、伊豆半島らしさを感じられるものの一つです。









図 伊豆半島の構造からみる景観特性(イメージ)

(3) 伊豆半島の現状と課題

伊豆半島の現状と課題を、景観の受け手または担い手である「住民」、「観光客」、「事業者」に着目して整理します。

①住民の視点

川端康成の伊豆序説にうたわれ、様々な小説の舞台となった美しい自然景観を有す半島に生活しながら、住む人にとっては日常風景としてその価値が当たり前となってしまい、地域への愛着や誇りが低下しています。

また、伊豆石やなまこ壁を使った歴史的建造物や細野高原の野焼きなどの伝統的行事のように、次代へつな げたい歴史・文化的な景観に対する関心が薄れ、人口減少・少子高齢化により継承する担い手が不足してい ます。

②観光客の視点

ジオの形成による変化に富んだ海岸線や駿河湾越しの富士山など、海上や山頂からパノラマが望める類い稀な半島地形を存分に活かし、伊豆半島景観ブランドを世界に広くアピールするとともに、観光客が満足する眺望点の整備が必要です。

また、多くの観光客が主要幹線道路を利用し、点在する個性豊かな温泉地や河津桜など四季折々の花の名所を巡っていますが、沿道には派手な色彩の屋外広告物をはじめ、景観阻害物が設置されており、車窓からの魅力が損なわれています。

③事業者の視点

観光事業者の中には、自らの利益を優先することにより、のぼり旗の乱立や目立つ商業施設を設置するなど、 周囲の景観との調和に無関心な行動をとるものもみられます。

古くから培われてきた農林漁業の営みが衰退しつつあり、棚田の保全活動等が起こり、体験型の観光農業、漁業が行われる一方、後継者不足や太陽光発電設備の開発等の外部資本の参入、土地の転用により産業 景観が失われています。

(4) 伊豆半島の今後の景観形成に求められるもの

景観形成の課題等を踏まえて、「住民」、「観光客」、「事業者」の視点から今後の景観形成に求められる内容を以下のとおり整理します。

なお、伊豆半島の自然景観や歴史・文化的景観の価値を住民や事業者が認識し、共に景観づくりに参画することで、伊豆半島の景観の魅力が一層向上し、ひいては観光客の増加につながることか期待されます。

- ①住民が愛着と誇りを感じる景観形成
- ②観光客に感動を与える景観形成
- ③事業者も参画したくなる景観形成



①住民が愛着と誇りを感じる景観形成

人口減少や少子高齢化、コミュニティの希薄化などが課題となっている伊豆半島においては、なまこ壁や細野高原の野焼きなど、長い年月をかけて作り出された風景に代表される地域固有の歴史・文化的な景観に対し、地域住民が再認識することで愛着と誇りを持ち、先人達が残してくれた地域の宝としてその価値を位置付けて、磨きをかけながら、後世に継承していことが必要です。

こうした地域の宝を地域住民が共通の認識の下で扱うことが、地域資源への関心を喚起し、希薄になっていた地域コミュニティの再興、ひいては継続的な景観形成にもつながっていきます。



②観光客に感動を与える景観形成

様々な趣味や嗜好を持った個人やグループ単位での観光客が増すとともに、今後、外国人観光客も増加することが予想されるなか、自然、歴史・文化、産業の多彩な資源を有している伊豆半島においては、それらの魅力を最大限に活かすとともに、美しい眺望景観や周遊観光を盛り立て、すべての観光客に感動と満足を与える景観の形成を推進していくことが必要です。

また、観光客により発せられる賞賛は、地域住民などの地域に対する愛着と誇り を醸成していくとともに、さらなる観光客の誘引と感動を創出していく、より良いサイクルのきっかけになります。



③事業者も参画したくなる景観形成

美しい自然景観への眺望が「観光資源」の一つでもある伊豆半島にとって、その価値を高めていくことが観光客の増加と賞賛につながり、ひいては公共と個人の双方の利益につながることを関係者や関係団体などが共に理解を深め、自らが進んで景観形成に参画するようになることが必要です。

また、行政、地域住民、事業者などは、先人たちが厳しい自然と折り合いを付けながら長い年月をかけて培ってきた農林漁業の生業の景観や地域資源にも関心を向け、それらが伊豆半島の景観を構成するものの一つであることを理解し、皆で大切に守り、育んでいくことが必要です。



■住民、観光客、事業者の関係

「伊豆半島の今後の景観形成に求められるもの」は、「住民」、「観光客」、「事業者」のそれぞれに着目した取組を進めていくことだけでなく、三者が密接に関係し合い、互いに良い影響を与えながら、良好な関係を継続させていくことが重要です。

この関係の継続によって、伊豆半島は、世界中の人々に、愛され、そして賞賛され続ける地域になっていくことが期待されます。

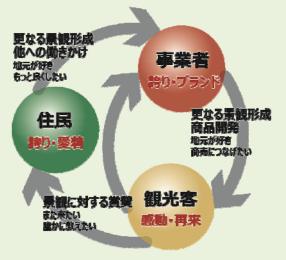


図 三者の良好な関係の継続をイメージした模式図

(5) 各主体が担うべき役割

美しい景観形成を進めるためには、住民、事業者、県、市町などが、それぞれの役割を担いながら、景観に対して高い関心と共通の認識を持ち、協力して取り組むことが重要です。

また、県や市町が進める公共施設の色彩やデザイン、景観施策の立案等に対して、有識者などによる専門的な視点を加えていきます。

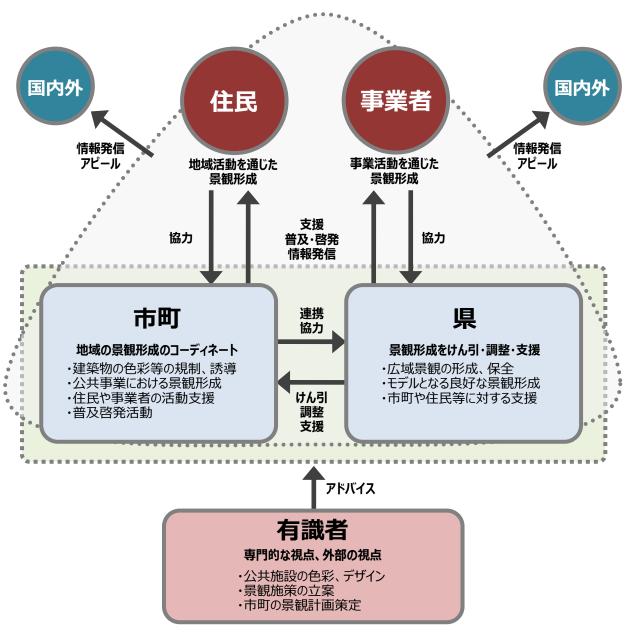


図 景観形成における各主体の役割

1-2 基本理念

伊豆半島における景観形成には、住民、観光客、事業者のそれぞれに着目した取組を密接に関連付けながら、互いに良い影響を与えていく、良好な関係を継続させていくことが重要です。

このため、本行動計画では、「伊豆半島グランドデザイン」を踏襲しつつ、三者の良好な関係の継続と取組によって、伊豆半島が地域住民だけでなく世界中の人々から愛され、そして賞賛され続ける地域になっていくことを目指し、基本理念を以下のように設定します。

世界から賞賛され続ける美しい半島

川端康成が「伊豆半島全体が一つの大きい公園である」、「伊豆は半島のいたるところに自然の恵みがあり、美しさの変化がある」と称したように、伊豆半島は変化に富んだ美しく多彩な魅力が最大の強みと言えます。

こうした強みを活かし、世界から賞賛され続ける地域を目指して、地域の魅力創出や地域活性化に直結する 景観づくりを強力に推進していきます。

1-3 伊豆半島の景観形成の基本方針

景観形成の基本方針は、伊豆半島ならではの自然景観をはじめ、歴史・文化や人々の営みなどに関わる魅力的な景観を巡り、眺め、感じて、満喫できる視点場や視対象などの景観形成を目指して設定します。

それぞれの基本方針のうち、「沿道景観」と「眺望景観」に関する基本方針は、広域的な取組として「伊豆半島の魅力を一体的に高めるため、伊豆半島全体で取り組む計画(広域景観形成の行動計画)」と位置付けます。また、「地域景観」に関する基本方針は、個別の取組として「伊豆半島の振興に向け、地域で個性を出しながら個別に取り組む計画」として位置付けます。

1.魅力的な沿道景観

走り進めるたびに感動を与える伊豆半島の道

2.美しい眺望景観

潮風の心地よさ、森の奥深さ、ジオの歴史などが一度に味わえる美しい花の半島

3.個性豊かな 愛着を持てる地域景観

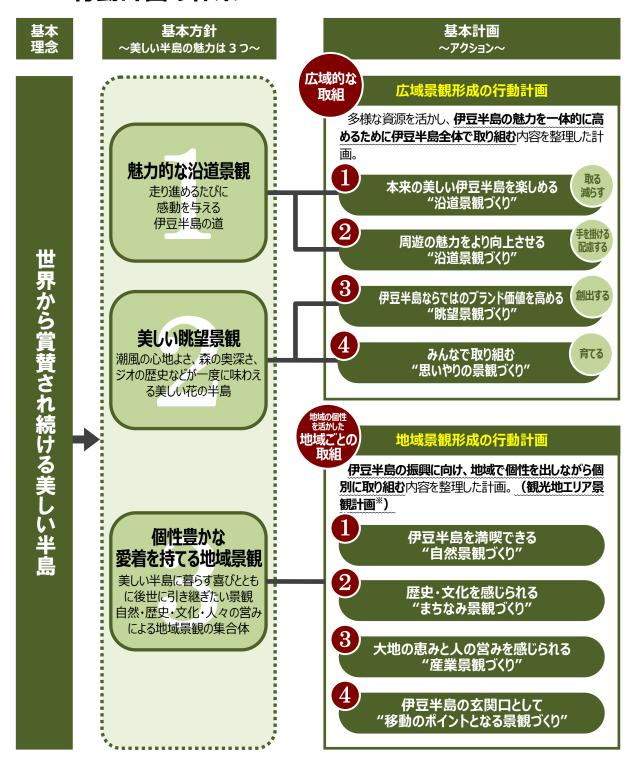
美しい半島に暮らす喜びとともに後世に引き継ぎたい景観自然・歴史・文化・人々の営みによる地域景観の集合体





2 行動計画

2-1 行動計画の体系



※観光地エリア景観計画

観光地エリア景観計画とは、重点的に景観形成を図るべき伊豆半島を代表する観光地などの地区(エリア)を対象に、目指すべき景観像や景観目標、景観づくり方針、景観施策と実施主体・時期などを整理した計画です。なお、当該地区は、50 エリアを選出しています。

2-2 広域景観形成の行動計画

(1) 魅力的な沿道景観

伊豆半島に点在する魅力的な観光地へと人々を導くのは、それらの場所をつなぐ幹線道路であり、南北に伸びた鉄道です。

目的地までの行程は、旅の楽しみをかき立てるものであり、来訪者の多くが目にする車窓からの美しい海岸線沿いの眺望景観や歴史・文化的なまちなみは、観光の目玉の一つとなっています。

周遊の魅力をより向上させ、本来の美しい伊豆半島の姿を取り戻すために、沿道景観を阻害する樹木伐採に取り組み、周囲にそぐわない



色彩や大きさの建物や違反広告物を減らし、公共施設の整備においても景観配慮を図ります。

各地域がそれぞれの景観を磨くとともに、伊豆半島が一丸となって走り進めるたびに感動を呼ぶ沿道景観づくりを進めていきます。

○基本計画と施策

①本来の美しい伊豆半島を楽しめる"沿道景観づくり"

- ア 伊豆半島のあるべき姿を取り戻すための「違反広告物の撤去」
 - (ア) 違反広告物の是正指導
 - (イ) 地域の目で地域を守る「自治会・住民による違反広告物通報制度」
- イ 国際的観光地にふさわしい景観を目指した「屋外広告物の規制強化」
- ウ 看板掲出者の信頼を高める「屋外広告物のまち歩き安全点検」
- エ すっきりした景観を演出する「民間案内看板の集約化し
- オ 電線・電柱の景観配慮

②周遊の魅力をより向上させる"沿道景観づくり"

- ア 美しい景観への視界を広げる「修景のための樹木伐採」
- イ 周囲の景観と調和した「公共施設の整備・維持管理」
 - (ア) 沿道景観の魅力を高める「防護柵の景観配慮」
 - (イ) 官民協働で取り組む「公共施設のプチメンテト
 - (ウ) 道路内の樹木や草花の適切な維持管理
 - (エ) 舗装や橋梁をはじめとした「道路施設などの景観配慮」
- ウ 工事現場における景観配慮を事業者へ周知啓発
- エ 空き家等への対応

①本来の美しい伊豆半島を楽しめる"沿道景観づくり"

ア 伊豆半島のあるべき姿を取り戻すための「違反広告物の撤去」

(ア) 違反広告物の是正指導

a 取組内容

- ・東京五輪開催までに、「野立て看板(案内看板、一般広告)」の違反広告物に対して、設置者・管理者に撤去または改修を行うよう指導します。
- ・「東京五輪アクセス道路」及び、「是正指導を優先的に取り組む地区(重点地区)」においては自家 広告物などの違反物件に対しても、設置者・管理者に撤去または改修を行うよう指導します。
- ・これらの取組により、東京五輪開催までに、伊豆半島全域の違反野立て看板約5千本をゼロにすることを目指します。なお、五輪アクセス道路及び重点地区については、優先的に取り組みます。





表 伊豆半島全域の屋外広告物数

区分	個数	野立て看板 (案内看板、一般広告)	自家広告物等
総数(推計)	約 40,000	約 7,000	約 33,000
許可数	約 15,000	約 2,000	約 13,000
違反数(推計)	約 25,000	約 5,000	約 20,000

b 東京五輪アクセス道路と重点地区

■東京五輪アクセス道路

・東京五輪アクセス道路とは、下表に示す、東京五輪会場の伊豆ベロドローム(伊豆市)へのアクセス 道路とします。

表 東京五輪アクセス道路

No.	市町名	区間
1	東駿河湾環状道路・国道 136 号バイパス・ 県道伊東大仁線	東名高速道路沼津 IC〜伊豆ベロドローム
2	県道熱海大仁線	伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅〜伊豆ベロドローム
3	国道 135号·県道伊東大仁線	熱海方向及び JR 伊東線伊東駅〜伊豆ベロドローム

■重点地区

・重点地区は、違反広告物が景観を阻害しているエリア・路線などのうち、伊豆半島を代表する観光地の周辺やアクセス道路及び、伊豆半島への来訪者に対する P R 効果が高い地区を選定しました。

表 屋外広告物の是正指導を優先的に取り組む地区(重点地区)

No.	市町名	重点地区範囲
1	下田市	国道 135号 白浜海岸周辺
2	東伊豆町	国道 135号 稲取高原案内板から展望広場までの区間
3	河津町	国道 135号 ガスト伊豆今井浜店先から朝日台歩道橋までの区間
4	南伊豆町	国道 136号 道の駅「下賀茂温泉湯の花」付近
5	南伊豆町	県道下田石廊松崎線の一部
6	松崎町	国道 136 号(道部〜雲見)の一部
7	西伊豆町	国道 136号(乗浜海岸〜浮島交差点まで)
8	西伊豆町	西天城高原周辺
9	熱海市	国道 135号(立岩トンネル〜緑町バス停)
10	熱海市	国道 135号(錦ヶ浦隧道熱海側出入口)
11	熱海市	国道 135号(大名ヶ丘バス停付近)
12	伊東市	国道 135号(殿山交差点から下田側へ約 200mの区間)
13	伊東市	県道中大見八幡野線(天城霊園入口交差点から池の郷橋までの約 300mの区間)
14	伊東市	県道遠笠山富戸線(大室高原に面している約 400mの区間)
15	沼津市	伊豆縦貫道(東名沼津IC付近から伊豆縦貫道沼津市行政区域の区間)
16	沼津市	出逢い岬周辺
17	三島市	佐野見晴台 片平山公園(眺望地点)へのアクセス道路
18	三島市	① 三島駅北側周辺 ② 市道谷田幸原線(天神原交差点付近)
19	三島市	向山古墳群公園(眺望地点・第4回三島市景観賞最優秀賞箇所)へのアクセス道路
20	伊豆市	修善寺 IC~県道修善寺戸田線
21	伊豆市	国道 136 号出口交差点~猿橋
22	伊豆市	修善寺駅周辺
23	伊豆の国市	韮山反射炉周辺
24	伊豆の国市	国道 136号 アピタ大仁店入口付近
25	函南町	熱函道路旧料金所周辺
26	函南町	熱函道路平井交差点周辺

c 実施主体と役割

項目	短期	(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
実施調査	2017 県	・市町で現状共有			県(景観)
重点地区等での是正指導	,	活用			県(土木)
(五輪アクセス、伊豆を代表する観光地の周辺)	(野	立て看板)			市 (景観)
上記以外の伊豆半島全域				伊豆半島全体で違反広告物ゼロへ	県 (土木)
での是正指導	(野立て看板	を含む全ての看板)			市 (景観)

ア 伊豆半島のあるべき姿を取り戻す「違反広告物の撤去」

(イ) 地域の目で地域を守る「自治会・住民による違反広告物通報制度」

a 取組内容

- ・違反広告物や、サビ、破損などの経年劣化や管理不十分で危険な状態となっている屋外広告物などに対し、自治会や住民から通報を受ける制度を創設し、運用します。
- ・自治会や住民などに、日常の暮らしの中で気が付いた違反広告物などを、市(町域は県土木事務所)の担当窓口に連絡してもらいます。連絡を受けた市又は県土木事務所は、該当する屋外広告物の所有者や管理者に対して、撤去または改修を指導します。違反広告物のうち、はり紙、はり札、広告旗、立看板については、必要に応じて簡易除却を行います。
- ・こうした取組を継続して実施していくことで、違反広告物を掲出しづらい地域であるという雰囲気づくりを行い、違反者への抑止力を高めていきます。



b 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
通報制度の設計	••••			協議会
通報制度の創設	モデル市町で運用開始		取組を広げる	県(土木) 市(景観)
通報			\	住民
通報への対応			-	県(土木) 市(景観)

イ 国際的観光地にふさわしい景観を目指した「屋外広告物の規制強化」

a 取組内容

- ・現行の「静岡県屋外広告物条例」に基づく規制地域の見直しを行います。
- ・現在、普通規制地域に指定している道路を、原則として、特別規制地域に変更します。
- ・また、普通規制地域に指定している鉄道(伊豆箱根鉄道駿豆線)、海岸(伊豆海岸)も同様に 特別規制地域に変更します。
- ・指定する道路、鉄道、海岸から 500mの範囲内の地域を、特別規制地域とします。
- ・さらに、特に景観配慮が必要な地域については、特別規制地域より厳しい規制の広告整備地区の指定を行います。

b 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
県条例の規制強化	2017			県(景観)
市独自条例の規制強化 (県条例に足並みを揃え る)				市(景観)
さらなる規制強化		特に景観配慮が必要な地域について規制強化	•	県(景観) 市(景観)

ウ 看板掲出者の信頼を高める「屋外広告物のまち歩き安全点検」

a 取組内容

- ・看板掲出者自らが安全管理を行うことで、まちの安全や良い景観への意識を持った事業者であること がアピールできます。
- ・屋外広告物に対する経年劣化や台風・ゲリラ豪雨など自然災害への備えとして、安全管理チェックを 定期的に実施します。
- ・地域住民、事業者、県、市町、屋外広告物業者、静岡県屋外広告協会など看板の安全管理に関わる団体などにより、まち歩き安全点検を実施します。
- ・まち歩き安全点検をイベント的に行い、市町のホームページなどで結果を情報発信することで、店舗や 企業など屋外広告物の掲出者への屋外広告物の安全管理に対する意識の向上につなげていきます。

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
地元調整 (事業者等に賛同を得る)				県(土木) 市町(景観)
まち歩き点検の実施	モデル市町で開催	取組を広げる		県(土木) 市町(景観)
				事業者、住民

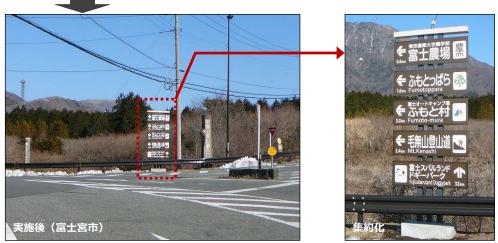
エ すっきりした景観を演出する「民間案内看板の集約化」

a 取組内容

- ・伊豆半島には、観光施設や商業施設、飲食店などを紹介する様々な種類の案内看板があちこちに 点在していることから、すっきりした景観を演出するために、案内看板の集約化を進めます。
- ・観光関連の事業者をはじめ、屋外広告物業者、市町などが連携し、大きさや形状を統一した枠内に、 各々の観光施設などの集約化した案内看板を設けるようにします。
- ・案内看板に用いることができる色彩を周囲の景観と調和するなど、ルール化したうえで取り組むことも検討していきます。

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
地元調整 (場所選定後、 事業者等に理解を得る)				県(土木) 市町(景観)
# 40 14 0 17 14	モデル市町で実施	取組を広げる		県(土木)
集約化の実施				市町(景観) 事業者
(観光施設整備事業費補	活用		活用	県(観光)
助金)				尓(既儿)

オ電線・電柱の景観配慮

a 取組内容

- ・沿道からの美しい眺望を遮る電線や電柱を景観に配慮したものとします。
- ・具体的な手法としては、電柱の移設や地下埋設、短期的には電柱の色彩変更等が考えられます。
- ・道路から海などへの眺めや、周囲の歴史的な資源との調和 など、景観的な配慮が必要な場所や区間から優先的に対策 を実施していきます。



b 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
優先箇所の抽出	2017			県(道路・土木) 市町(道路・景観)
対策の検討	\rightarrow			県(道路・土木) 市町(道路・景観)
電線・電柱の景観配慮の実	優先箇所から対策実施	優先箇所を見直しながら対策実施		県(道路・土木) 市町(道路・景観)
施				事業者

②周遊の魅力をより向上させる"沿道景観づくり"

ア 美しい景観への視界を広げる「修景のための樹木伐採」

a 取組内容

- ・沿道からの美しい眺望を遮る樹木については、伐採などの修景を進めていきます。
- ・樹木が繁茂している箇所は民有地も含まれるため、事前に地権者と調整等を要することもあります。
- ・「東京五輪・世界文化遺産アクセス道路」及び「樹木の伐採を優先的に取り組む地区(重点地区)」については、優先的に取り組みます。

b 東京五輪・世界文化遺産アクセス道路と重点地区

■東京五輪・世界文化遺産アクセス道路

・東京五輪・世界文化遺産アクセス道路とは、下表に示す東京五輪会場の伊豆ベロドロームと世界文 化遺産韮山反射炉へのアクセス道路のことを指します。

表 東京五輪・世界文化遺産アクセス道路

No.	道路名	区間
1	県道熱海大仁線	伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅〜伊豆ベロドローム〜伊豆スカイライン
2	県道伊東大仁線	伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺道路〜伊豆ベロドローム〜伊豆スカイライン
3	市道(伊豆市、伊豆の国市)	伊豆ベロドローム周辺、韮山反射炉周辺
4	伊豆スカイライン	玄岳 IC~亀石峠 IC

■重点地区

表 樹木の伐採を優先的に取り組む地区(重点地区)

No.	市町名	重点地区範囲
1	下田市	国道 135号(フェニックス広場周辺)
2	下田市	国道 135号(小撫周辺)
3	下田市	国道 135号(白浜海岸周辺)
4	下田市	国道 135 号(尾ヶ崎ウイング周辺)
5	東伊豆町	国道 135 号(県立稲取高等学校周辺)
6	河津町	国道 135 号(朝日台歩道橋周辺))
7	河津町	国道 135号(鬼ヶ崎先~小湊第2随道)
8	南伊豆町	県道下田石廊松崎線 下流①
9	南伊豆町	県道下田石廊松崎線 下流②
10	南伊豆町	県道下田石廊松崎線 中木
11	南伊豆町	国道 136 号 妻良
12	松崎町	国道 136 号(道部~雲見)
13	熱海市	国道 135号(錦ヶ浦隧道熱海側出入口)
14	熱海市	国道 135 号(泉門川周辺)
15	伊東市	国道 135号(烏川橋〜新宇佐美トンネル)
16	伊東市	国道 135号(神浦トンネル〜大洞 1号橋)
17	伊豆市	国道 136 号(小下田漁港付近)
18	伊豆市	国道 136 号(大久保)
19	伊豆市	国道 136号(丸山スポーツ公園付近)
20	函南町	県道熱海函南線(第二丹那橋周辺)
21	県道路公社 (函南町)	伊豆スカイライン(玄岳駐車場付近)
22	県道路公社(函南町)	伊豆スカイライン(西丹那駐車場付近)

c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
地権者等との調整			•	県(土木、森林) 市町(景観、農林)
計画作成 (東京五輪・世界文化遺産アクセス道路)	2017 県·市町で現状共有			県(森林)
樹木伐採	重点地区等で優先的に実施	取組箇所を広げる		県(土木、森林) 市町(景観、農林) 事業者
メンテナンス方法の検討・調整			•	県(土木、森林) 市町(景観、農林) 事業者

(ア) 沿道景観の魅力を高める「防護柵の景観配慮」

a 取組内容

- ・劣化が進行している白色の防護柵を、景観配慮型の色彩や構造に更新していきます。
- ・伊豆半島の沿道景観の魅力を高めるうえで重要であり、取組による効果が望める箇所を、「優先的に取り組む地区」として下記のとおり抽出しました。

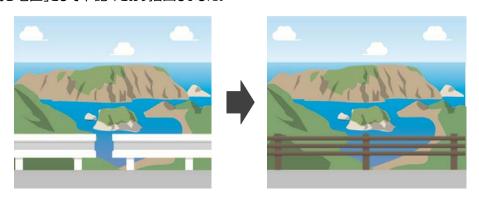


表 防護柵の更新等を優先的に取り組む地区(重点地区)

No.	市町名	重点地区範囲		
1	下田市	国道 135号(白浜海岸周辺)		
2	下田市	国道 135 号(尾ヶ崎ウイング周辺)		
3	東伊豆町	国道 135 号(県立稲取高等学校周辺)		
4	松崎町	国道 136 号(道部~雲見)		
5	熱海市	国道 135号(錦ヶ浦隧道熱海側出入口)		
6	熱海市	国道 135号(泉門川周辺)		
7	伊東市	県道遠笠山富戸線(大室山周辺)		
8	伊東市	国道 135号(烏川橋〜新宇佐美トンネル)		
9	沼津市	県道修善寺戸田線(戸田新田)		
10	沼津市	県道沼津土肥線(出逢い岬(戸田))		
11	三島市	国道1号(山中城跡周辺)		
12	伊豆市	国道 136号(小下田漁港付近)		
13	伊豆市	国道 136 号(大久保)		
14	伊豆市	国道 136号(丸山スポーツ公園付近)		
15	伊豆の国市	韮山反射炉周辺		
16	函南町	県道熱海函南線(第二丹那橋周辺)		
17	県道路公社(函南町)	伊豆スカイライン(玄岳駐車場付近)		
18	県道路公社 (函南町)	伊豆スカイライン(西丹那駐車場付近)		

b 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
防護柵の色彩や構造を景	重点地区等で優先的に実施	取組箇所を広げる		県 (土木)
観配慮型に変更				市町(道路)

(イ) 官民協働で取り組む「公共施設のプチメンテ」

a 取組内容

- ・劣化や汚れにより周囲の景観を損ねている防護柵などの公共施設に対して、清掃や景観配慮色への塗装を官民協働で実施します。
- ・市町が中心となり、地域住民、事業者、地権者、管理者に参加を呼び掛け、イベントとして実施することで、取組を広く情報発信していきます。
- ・清掃や塗装により、美しい沿道景観が形成されるだけでなく、取組を広く情報発信することで、参加者 や地域住民の景観づくりに対する意識醸成につなげていきます。
- ・こうした取組を、伊豆半島全体に広げていきます。

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
地元調整(場所選定後、 地元住民等に理解を得る)				県(土木) 市町(景観)
プチメンテの実施(取組の	モデル市町で実施	取組を広げる		県(土木)
PR 含む)				市町(景観) 住民

(ウ) 道路内の樹木や草花の適切な維持管理

a 取組内容

- ・沿道景観をより印象的に彩るために、道路内の樹木や草花の適切な維持管理(剪定、水やり、鉢植え、除草等)を実施します。
- ・地域住民主体の取組を行政(県、市町)が支援していきます。
- ・イベントとして取組を広く情報発信することで、参加者や地域住民の景観づくりに対する意識醸成につなげていきます。
- ・こうした取組を、伊豆半島全体に広げていきます。

b イメージ





(参考)

県(熱海土木事務所)では、国道 135 号にプランターを設置し、地元町内会の方々との協働による 道路美化・花の維持管理(花街道事業)を進めています。

c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
地域住民の支援 新たな担い手発掘				県(土木) 市町(道路・景観)
道路内の樹木や草花の管				住民
理の実施(取組の PR 含し む)				市町 (道路・景観) 住民

(エ) 舗装や橋梁をはじめとした「道路施設などの景観配慮」

a 取組内容

- ・舗装や橋梁など比較的規模が大きな道路施設は、周囲の景観に与える影響が大きいため、県・市町 ともに、有識者からの助言を得る機会を積極的に設け、周囲の景観と調和した公共施設整備を実施 していきます。
- ・また、県の「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」を市町の公共事業についても運用していきます。

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
公共施設の景観配慮	<u></u>			県(土木) 市町(道路)
県、市町事業共に対象とし たアドバイザー派遣制度	活用			県(景観)

ウ 工事現場における景観配慮を事業者へ周知啓発

a 取組内容

- ・伊豆半島の周遊の魅力をさらに高めるため、道路などの工事現場での景観配慮を行います。
- ・工事現場に立てられる注意看板やガードフェンスなどの資機材に対して、素材、大きさ、色彩などを工夫し、可能な限り周囲の景観に調和するよう事業者へ周知、啓発を行っていきます。
- ・県、市町は、工事現場における景観配慮の視点や具体的な方法などを景観協議会で検討し、パンフレットやリーフレットなどにまとめ、事業者へ周知します。

b 実施主体と役割

表 実施主体

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
工事現場の景観配慮の方 法検討		検討 啓発用資料作成		協議会
事業者への周知		_		県(土木) 市町(景観)

エ 空き家等への対応

a 取組内容

- ・伊豆半島の周遊の魅力をさらに高めるため、沿道に見られる 空き家や廃ホテルなどへの対応について住宅部局と連携し、 情報共有を図っていきます。
- ・伊豆半島全体にとって重要な場所の空き家や廃ホテルなどに ついては、協議会で対応について協議していきます。



b 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
空家対策の情報共有				市町(住宅)
				(協議会で共有)
対答の実施				十冊 (4字)
対策の実施				市町(住宅)

(2) 美しい眺望景観

伊豆半島には、伊豆半島ジオパークに代表される美しい自然景観が多数みられます。また、農山漁村や市街地などの生活景観、世界遺産に認定された韮山反射炉をはじめとする歴史・文化的景観があり、これらは地域が長い年月をかけて形づくり、多くの人の手により、これまで大切に引き継がれてきました。

また、伊豆半島は、温暖な気候、豊かな食や数多くの温泉、そして 見所満載の観光施設などにより、日本を代表する観光地として多くの 人々の人気を集めています。



今後、ますます増加が期待される国内外からの来訪者に向け、更なるアピールを推進するためには、景観とともに様々な観光要素を加えた総合的な情報発信が必要です。伊豆半島でしか味わえない、陸からも海からも美しい眺望をブランド景観として高めていくために、この場所ならではの眺望景観づくりを進めていきます。

さらに、伊豆半島へ多くの観光客が訪れ、この地の賞賛が高まる中で、地域住民らが一層の愛着と誇りを持ち、先人たちが引き継いできた景観を守りつないでいく機運を高めることにより、持続可能な景観形成の実現につないでいきます。

○基本計画と施策

①伊豆半島ならではのブランド価値を高める"眺望景観づくり"

- ア 陸からも海からも美しい伊豆半島を象徴する「眺望景観の認定」
- イ 伊豆半島を代表するブランド景観として「認定眺望を観光 PR に重点活用」
- ウ 伊豆半島の魅力的な「眺望景観の保全ルールづくり」
- エ 多彩な花々を総力でアピール「ようこそ花の半島へプロジェクト」

②みんなで取り組む"思いやりの景観づくり"

- ア 観光客の視点に立った「観光案内看板のガイドラインと掲出ルールの徹底」
- イ 景観に配慮する店舗は人気店「景観優良店舗の優先的 PR」
- ウ 事業者が取り組みやすい「景観づくり活動の普及・啓発」
- エ 将来の担い手を育む「高校生による景観づくり活動支援 |
- オ 景観意識が芽生える「子供から大人まで皆が学ぶ景観学習」

①伊豆半島ならではのブランド価値を高める"眺望景観づくり"

ア 陸からも海からも美しい伊豆半島を象徴する「眺望景観の認定」

a 取組内容

- ・伊豆半島でしか味わえない、陸からも海からも美しい眺望景 観を、伊豆半島を象徴するものとして認定します。
- ・認定された眺望景観を、景観協議会、県、市町、関係団体 などが情報発信し、国内外に向けてブランド価値を高め、さら なる観光振興につなげていきます。



イ 伊豆半島を代表するブランド景観として「認定眺望を観光 PR に重点活用」

a 取組内容

- ・伊豆半島のブランド価値を一層高めていくため、認定眺望を観光 PR に重点活用していきます。 【観光 PR の例】
 - ・人が多く集まるイベント等の会場として積極的に活用
 - ・各市町や美しい伊豆創造センター、観光協会等が発行する観光パンフレットに優先的に掲載
 - ・既存のウェブサイト (SNS等) などで積極的に情報発信

b 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
制度設計(要件設定、専門部会の設置)	→			協議会
眺望景観の認定(募集、 選定、認定)	認定		•••••	協議会 美しい伊豆創造センター 伊豆半島メポーク推進協議会
観光 PR に重点活用(情報 発信等)			•	協議会 美しい伊豆創造センター 伊豆半島メポーク推進協議会

ウ 伊豆半島の魅力的な「眺望景観の保全ルールづくり」

a 取組内容

- ・伊豆半島の美しい眺望景観を保全するためのルールづくりを行います。
- ・眺望景観を美しく快適に満喫してもらうため、視点場やアクセス等の維持管理を行います。

b 保全の方法

■眺望景観の保全ルールづくり

・視点場から眺める富士山、海岸線などの視対象までの間の美しい景観を保全するため、太陽光発電施設の設置に関するルールや建築物などの高さ、色彩に関する規制、耕作放棄地への対応などについて、協議会で意見交換を行いながら、連携して取り組んでいきます。

■視点場やアクセス等の維持管理

- ・美しい眺望景観を誰もが楽しめるよう、来訪者受入れの駐車場をはじめ、ベンチ、東屋、トイレ、遊歩道、案内板などの施設の維持管理、また眺望景観を遮る樹木の伐採等を各施設管理者が主体となって実施します。
- ・アクセス路の草刈や清掃などの簡易な作業は、地域ぐるみで取り組める仕組みも検討していきます。







c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
視点場から視対象までの間 の景観保全のルール検討			•	協議会
視点場の維持管理(官民 協働等)			•	市町(景観・観光) 住民

工 多彩な花々を総力でアピール「ようこそ花の半島へプロジェクト」

a 取組内容

- ・伊豆半島では、河津桜や梅、ジャカランダなど、美しい花がいつでもどこかで咲いていることから、期間や地域限定のアピールでとどめるのではなく、伊豆半島全体で四季折々の花を PR していきます。
- ・既存パンフレットの活用や、イベントの開催、花巡りルートの設定などを検討し、「花の伊豆半島」として のブランド化を進めていきます。

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
仕組みの検討(既存パンフレットのスタディ等)				協議会
伊豆半島全体で PR(イベ			—	協議会
ント等の実施)			,	美しい伊豆創造センター

②みんなで取り組む"思いやりの景観づくり"

ア 観光客の視点に立った「観光案内看板のガイドラインと掲出ルールの徹底」

a 取組内容

- ・観光地の面的魅力を向上させることを目指して、観光案内看板の色彩・形状などのデザイン、板面の 掲載内容や表示方法などに対する「観光案内標識ガイドライン」を平成 29 年 3 月に策定しました。こ のガイドラインには、観光案内看板に対する「掲出ルール」についても掲載しています。
- ・今後は、観光案内看板のデザインなどとともに、見せたい眺望を遮らないための掲出ルールの徹底を図 ります。

b 対象

・県、市町が設置する、案内看板、誘導看板、記名看板、説明看板、注意喚起看板を対象とします。

c 掲出に関する視点(掲出する際に配慮すべき内容)

・以下にガイドラインに掲載している配慮すべき内容を示します。

·設置場所 ・見せたい対象(景観)を遮っていないか

・視点場を占領していないか

・利用者の立場に立って使いやすい(見やすい)位置に設置されているか等

·板面方向 ・見せたい対象(景観)を遮っていないか

・利用者の立場に立って見やすい方向(角度)に向いているか 等

・大きさ(高さ)・見せたい対象 (景観)を遮っていないか

・必要以上に大きく(高く)なっていないか等

·統合整理 ・同じような案内看板が近くに立てられていないか

・近くに立つ案内看板と掲載内容(情報)が重複していないか 等

■好事例









観光案内看板の高さを低くして、海への眺望や山の稜線など、見せたい景観を遮らないようにしています。



(左) 擁壁の前など、見せたい対象以外のものを背後にして設 観光案内看板は必要以上の大きさとせず、周囲の景観の邪魔 置しています。(右)草木を背後にしつつ板面方向を工夫して、 見せたいものへの視界を遮らないようにしています。





にならないようにしています。

d チェックシート

・観光案内看板の設置の際、県、市町の所管課が、事前の審査時に用いるチェックシートを以下に示します。

観光案内看板の掲出等に関する景観チェックシート

~伊豆半島景観形成行動計画~

観光案内看板を掲出しようとする者より事前の申請を受け付けた担当課は、その申請内容を以下の項目に 照らして確認し、必要に応じて申請者に対して助言等を行ってください。

	受付·確認者名	
申請番号	受付年月日	
申請部署名	·	
申請物件名		
掲出場所		

確認項目	確認内容	チェック	備考
掲出場所	1 見せたい対象物(景観)への眺めを遮らない場所、あるいは覆い隠さない場所に設置する。		
	2 美しい景観を眺望できる視点場等を占領しない場所に設置する。		
	3 利用者の移動経路や想定される動線等に配慮し、認識しやすい場所に設置する。		2
板面方向	1 見せたい対象物(景観)への眺めを遮らない板面の向き、あるいは覆い隠さない板面の向きで設置する。		
	2 利用者の移動経路や想定される動線等に配慮し、認識しやすい板面の向きに設置する。		
大きさ(高さ等)	1 見せたい対象物 (景観) への眺めを遮らない大きさ (高き等)、あるいは覆い隠さない大きさ (高き等) で設置する。		
	2 掲載内容や周囲の景観とのバランスに配慮しながら、可能な限り小さく控えめな大きさとする。		
統合整理	1 同様な内容の観光案内看板が近くに存在していないかを把握した上で設置する。過剰な設置はしない。		
	2 近くに案内看板等がある場合、内容に応じて合せて掲載し、 複数の観光案内看板を統合整理する		

※申請を受け付けた担当課は、申請部署に対して審査の結果を伝える際、設置後は点検、清掃等の維持管理を適切に行うよう指導してください。

是正結果確認

・チェックシートを用いた審査時の注意事項(チェックの視点)の一覧を以下に示します。

表「観光案内看板の掲出時に関する景観チェックシート」を用いた審査時の注意事項(チェックの視点)

確認項目	チェックシートにおける確認内容	審査時の注意事項(チェックの視点)
	1 見せたい対象物(景観)への眺め を遮らない場所、あるいは覆い隠さ ない場所に設置する。	・海、山、街並みなどを美しく眺めることができる場所 (眺望点)に立った時、そこから眺めた視界に観光案内看板が入り込む位置に設置されようとしていないか。・美しい眺望景観の写真を撮影しようとした時に、写り込んでしまう位置に設置されようとしていないか。
掲出場所	2 美しい景観を眺望できる視点場等 を占領しない場所に設置する。	・美しい眺望景観を眺める絶好の立ち位置に、観光案内看板が設定されようとしていないか。
	3 利用者の移動経路や想定される 動線等に配慮し、認識しやすい場 所に設置する。	・駐車場から眺望点への移動経路などにおいて著しく離れた場所や、建築物や工作物の裏側など通常考えられる行動で認識しづらい場所に設置されようとしていないか。 ・周囲に木竹などがあり、設置後にそれらの木竹が繁茂した際、観光案内看板が木竹により覆われて、認識しづらい状態になる恐れがある場所に設置されようとしていないか。
板面方向	1 見せたい対象物(景観)への眺め を遮らない板面の向き、あるいは覆 い隠さない板面の向きで設置する。	・海、山、街並みなどを美しく眺めることができる場所(眺望点)に立った時、そこから眺めた視界に観光案内看板が著しく入り込む板面の向きに設置されようとしていないか。・美しい眺望景観の写真を撮影しようとした時に、著しく写り込んでしまう板面の向きに設置されようとしていないか。
	2 利用者の移動経路や想定される 動線等に配慮し、認識しやすい板 面の向きに設置する。	・駐車場から眺望点への移動経路などにおいて見落としやすい 板面の向きや、通常考えられる行動で認識しづらい板面の向 きに設置されようとしていないか。
大きさ	1 見せたい対象物(景観)への眺め を遮らない大きさ(高さ等)、ある いは覆い隠さない大きさ(高さ等) で設置する。	・海、山、街並みなどを美しく眺めることができる場所(眺望点)に立った時、そこから眺めた視界に観光案内看板が著しく入り込む大きさ(高さ等)で設置されようとしていないか。・美しい眺望景観の写真を撮影しようとした時に、著しく写り込んでしまう大きさ(高さ等)で設置されようとしていないか。
(高さ等)	2 掲載内容や周囲の景観とのバランスに配慮しながら、可能な限り小さく 控えめな大きさとする。	・視点場の広さ、周囲の建築物や工作物の大きさ、紹介しようとする資源の大きさなどの調和に配慮し、著しく大きな(高さの高い)観光案内看板になっていないか。 ・大きさのバランスを欠いて、観光案内看板が周囲から浮き立ち、著しく主張しすぎたものになろうとしていないか。
	1 同様な内容の観光案内看板が近くに存在していないかを把握した上で設置する。過剰な設置はしない。	・新たに設置しようとする観光案内看板が、既に隣接もしくは近接して設置されているものと同様の内容のものではないか。
統合整理	2 近くに案内看板等がある場合、内容に応じて合せて掲載し、複数の観光案内看板を統合整理する。	・新たに設置しようとする観光案内看板の隣接もしくは近接した場所に、既に他の観光案内看板がある場合は、既存のものへの追加併載(既存のものが景観上好ましい場合)、または統合建替えなどが可能ではないか。 ・追加併載や統合建替えが困難な場合は、既存のものの形状、色彩、大きさなどとの調和を図り(既存のものが景観上好ましい場合)、統一感のあるものとする。

e ルールの徹底方法

・観光案内看板の掲出ルールを徹底する際の方法として、以下の取組を実施していきます。

体制・県、市町

・県、市町は、所管課(窓口)を決め、対応する。

・推進・・観光案内看板の設置の際には、事前に設置者が県の場合には県の所管課

に、また設置者が市の場合には市の所管課に設置に関する計画書などを提出

し、審査を受ける。

・情報共有・優れた事例や課題の残る事例などの情報を、景観協議会において情報共有

を図る。(必要に応じて現場視察を実施する。)

・観光協会が設置する観光案内看板についても、ルールの徹底を呼び掛ける。

(美しい伊豆創造センター観光部会などを活用して徹底を呼び掛け)

・ルールの周知・景観協議会や担当者会議などの機会を捉えて、ルールの周知を行う。

f 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
ガイドラインと掲出ルールの徹底				県(観光) 市町(景観・観光) 観光協会
情報共有				ł⊅≅ △
意識啓発				協議会

イ 景観に配慮する店舗は人気店「景観優良店舗の優先的 PR」

a 取組内容

- ・景観に配慮している店舗は、景観協議会、県、市町などが、パンフレットやホームページなどで、景観優良店舗として紹介し、奨励します。
- ・観光協会や商工会議所などが発行するパンフレットや観光案内地図にも、当該店舗を優先的に掲載し紹介するなど、事業者にメリットのある仕組みとなるように検討します。
- ・こうした取組を進め、周囲の景観と調和した魅力的な店舗を増やしていきます。

b イメージ





c 実施主体と目指す姿のイメージ

表 実施主体と目指す姿のイメージ

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
仕組みの検討 (既存パンフ レットのスタディ)	·····	検討		協議会 観光協会 商工会議所
店舗・屋外広告物の景観配慮				事業者
観光パンフレットでの PR			-	協議会県(土木)市町(景観・観光)観光協会商工会議所事業者

ウ 事業者が取り組みやすい「景観づくり活動の普及・啓発」

a 取組内容

・店舗の外壁や屋外広告物のデザインや色彩への配慮といったハードの取組だけでなく、店舗前面への 暖簾の掲出など、事業者が気軽に取り組める景観づくりを推進するため、好事例を紹介する等の普 及・啓発を行います。

【事業者が気軽に取り組める景観づくり活動の例】

- ・室外機の目隠しや人目につかない位置への配置変更
- ・暖簾の掲出
- ・不要なのぼり旗の撤去
- ・店舗前面の清掃や花植え等

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
仕組みの検討(既存店舗 等のスタディ)		検討·普及啓発用資料作成		協議会
普及・啓発				県(土木) 市町(景観)
景観づくり活動の実践				事業者

エ 将来の担い手を育む「高校生による景観づくり活動支援」

a 取組内容

- ・自分たちの創意工夫により高校生が行う地域の景観づくり活動を支援します。
- ・高校生の活動を住民に周知し、他校や他地域へも情報発信していくことで、参加できなかった人たちにも地域資源の価値を知ってもらい、地域への愛着と誇りの醸成のきっかけにしていきます。
- ・伊豆半島内の多くの高校で取組が展開されるよう、行政が応援していきます。

b イメージ





(参考)

- ・なまこ壁を施した建物が多数残る松崎町では、松崎高校の生徒たちが生徒会活動を通して、なまこ 壁の価値を学習したうえで、地域住民、町、県とともに、なまこ壁のクリーニングを行いました。
- ・生徒や地域住民は、地域資源の価値を改めて認識することになり、まちへの愛着が増し、次代へつなぐ 景観づくりに取り組んでいます。

c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
モデル校の抽出				市町(景観) 県(景観)
高校との調整	モデル実施との調整			市町(景観) 高校
景観づくり活動の実践・継続	モデル校で実施	取組を広げる		市町(景観)
(取組の PR 含む)				高校 住民

オ 景観意識が芽生える「子供から大人まで皆が学ぶ景観学習」

a 取組内容

- ・景観意識の芽生えを促すために、子供から大人まで様々な世代を対象とした景観学習(出前講座)を実施します。
- ・地域の景観資源の歴史やジオ学(地形の成り立ち)等のテーマに景観の視点を加えていく仕組みを検討していきます。
- ・こうした取組により、様々な生活場面において景観が価値を持つことを知り、将来の景観づくりの担い 手になってもらうことを目指します。
- ・景観学習を主催する行政職員や地域団体等が活用しやすい教材の作成を行います。

b イメージ





c 実施主体と役割

項目	短期(~2020)	中期(2021~2026)	長期(2027~)	実施主体
教材・プログラムの作成	→			県 (景観)
関係者と調整	モデル市町で調整			市町(景観) 小中学校 住民等
景観学習の実践・継続	モデル市町で実施	取組箇所の拡大		市町(景観)
				小中学校 住民等

■目指す姿のイメージ

「広域景観形成の行動計画」に沿って各種取組を進めていくことで、以下に示す将来の姿をイメージします。

表 期間毎の目指す姿のイメージ

期間	将来の姿(イメージ)
短期 (~2020) 2020 年東京五輪を目標 に最優先に取り組み、確 実に実績を上げることで、 景観形成の基盤固めとす る時期	 五輪アクセス道路及び重点地区において、違反広告物が無くなる。また、伊豆半島全体で、野立ての違反広告物が無くなる。 屋外広告物の県条例及び市独自条例において規制強化が行われ、本来の美しい伊豆半島を印象的に見せるための基盤が整えられる。 沿道上の美しい眺望が期待される重要な箇所において、眺望を阻害する樹木の伐採や防護柵の景観配慮、電柱・電線の整理が進む。 県だけでなく市町の公共施設整備においても有識者の助言を受けた公共施設整備が推進され、周囲の景観と調和した沿道景観が形成される。 屋外広告物のまち歩き安全点検や公共施設のプチメンテなど住民参加による景観づくり活動が伊豆半島の各地で実施される。 伊豆半島を代表する眺望景観が認定され、観光やスポーツと組みながらPRを広く実施することで、伊豆半島ならではの美しい景観が国内外に認知される。
中期 (2021~2026) 景観づくりの基盤が固まり、 更なる推進に向けて施策 を展開していく時期	 伊豆半島全体で違反広告物が相当数減少する。 伊豆半島の多くの箇所で、眺望を阻害する樹木の伐採や防護柵の景観配慮、電柱・電線の整理が進み、沿道景観の魅力が一層高まる。 周囲の景観との調和を意識した公共施設整備が進められる。 伊豆半島の複数箇所で美しい眺望景観が認定されるとともに、季節の花々も眺望景観の醍醐味として観光周遊ルートに組み込まれるなど、伊豆半島の美しさが観光客に一層認知される。 眺望景観を保全するために協議会で検討した建物の高さ規制などの共通ルール(その他、大規模太陽光発電施設設置のルールなど)が各市町の景観計画に取り入れられる。 景観学習教材を用いた小学校等への出前講座や公民館での生涯学習講座が各地で開催され、住民の景観意識の醸成が図られる。 行政だけでなく、一部の住民や事業者が地域の景観づくりに主体的に取り組んでいる。
長期 (2027~) 景観づくりの様々な施策が 展開され、形成された景観 にさらに磨きをかける時期	 伊豆半島全体で違反広告物が無くなる。 伊豆半島全体で眺望を阻害していた樹木の伐採や防護柵の景観配慮、電柱・電線の整理が進み、どこを走っても美しい眺望を望めるようになる。 景観に配慮した公共施設の整備が進み、周囲の景観と調和したまちなみとなる。 伊豆半島を代表する眺望景観が様々な情報ツールで認知されるようになり、ブランド景観としての価値が定着する。 美しい景観を求めて訪れる観光客のニーズに合わせ、周囲の景観を意識した店づくりや看板掲出が事業者の間に定着していく。 地域の中から生まれた景観リーダーが、住民・事業者・来訪者を巻き込み、楽しみながら参加できる景観づくり活動を展開していく。 美しい半島に暮らす喜びが住民の地域への愛着や誇りとなり、景観意識を持ち、景観づくりに参加することが日々の暮らしの中に定着する。

2-3 地域景観形成の行動計画

(1) 個性豊かな愛着を持てる地域景観

①地域景観形成の行動計画とは

伊豆半島は、温泉地や農林漁業の営みの景観など個性豊かな地域景観が集まって魅力を形成しています。 そうした地域景観を個別に磨き上げることが、伊豆半島全体の美しさにつながることから、それぞれの地域で目 指すべき姿(景観ビジョン)に向けた具体施策を示す観光地エリア景観計画を策定し、個性豊かな愛着を持 てる地域景観づくりに取り組むこととしました。

なお、市町は、地域景観の形成に際しては景観や観光に関連する部署だけでなく、地域の実情に応じて、教育、産業、防災、生涯学習などの庁内横断的な組織を構築して取り組むことが求められます。

②観光地エリア景観計画の策定

ア 観光地エリア景観計画の対象

観光地エリア景観計画を作成する対象地は、下表に示す 50 エリアです(H29.3 現在)。

平成 28 年度は、表中のエリア名を「**太字**」で示した 13 エリアを先行してモデル的に策定しました。今後は、その他のエリアで順次策定していきます。

イ 観光地エリア景観計画の策定方法

観光地エリア景観計画は、県、県土木事務所、関係市町、関係団体などで構成されたメンバーによって意見交換が行われ、出された意見などをもとに策定されました。

表 観光地エリア景観計画の策定候補エリア

行動方針と施策	重点的に景観形成を図るエリア	市町
1 伊豆半島を満喫できる"自然景観づくり"	寝姿山	下田市
ア 自然を守り・引き立てる、浜や草花などの適切な維持管理 イ 美しい眺望を阻害する樹木などの整理	白浜大浜海岸	下田市
	細野高原	東伊豆町
ウ 居心地の良い視点場を目指したベンチや東屋などの整備 エ 目せれい景観を変えない寄われたかち生活わどの整備	東伊豆クロスカントリーコース内	東伊豆町
I 見せたい景観を遮らない案内板や遊歩道などの整備	東伊豆町風力発電所付近	東伊豆町
	河津川沿いの河津桜並木	河津町
	河津七滝	河津町
	弓ヶ浜	南伊豆町
	石廊崎	南伊豆町
	牛原山	松崎町
	那賀川沿い	松崎町
	松崎から雲見の海岸景観	松崎町
	堂ヶ島	西伊豆町
	黄金崎	西伊豆町
	大田子海岸	西伊豆町
	初島	熱海市
	小室山公園	伊東市
	大室山	伊東市
	城ケ崎海岸	伊東市

	御浜岬	沼津市
	香貫山	沼津市
	箱根西麓·三島大吊橋	三島市
	だるま山高原レストハウス	伊豆市
	月ヶ瀬梅林	伊豆市
	城山周辺	伊豆の国市
	十国峠と丹那盆地の自然資源	函南町
2 歴史・文化を感じられる"まちなみ景観づくり"	ペリーロードを核とした開国の港町	下田市
ア 歴史の核となる地域資源を引き継ぐために、なまこ壁などの適切な維持・修繕	蓮台寺温泉地区	下田市
イ 歴史、まちなみに適した建物や屋外広告物などの色彩・大きさの配慮	白田川河口	東伊豆町
ウ そぞろ歩きを楽しめる、分かりやすく最小限の案内板や遊歩道などの整備	下賀茂温泉	南伊豆町
エ 地域の資源を学び、それを伝える取組	なまこ壁通り	松崎町
	糸川·初川	熱海市
	熱海サンビーチ・親水公園・熱海港	熱海市
	松川	伊東市
	三嶋大社	三島市
	源兵衛川、楽寿園、蓮沼川、白滝公園、桜川、菰池公園	三島市
	山中城跡	三島市
	修善寺温泉	伊豆市
	しろばんばの里(湯ヶ島)	伊豆市
	韮山反射炉	伊豆の国市
	江川邸周辺	伊豆の国市
	源氏山周辺	伊豆の国市
3 大地の恵みと人の営みを感じられる"産業景観づくり"	子浦の漁港風景	南伊豆町
アー伊豆半島らしい産業景観を見せる視点場の整備	石部の棚田	松崎町
イ 産業景観の美しさを引き立てるため、資材・小屋などの色彩の景観配慮	西浦内浦のみかん園	沼津市
ウ 農の風景など、美しい産業景観のアピール	箱根西麓三島野菜の畑景観	三島市
	茅野の棚田と鉢窪山	伊豆市
	沼津港	沼津市
4 伊豆半島の玄関口として"移動のポイントとなる景観づくり"	熱海駅	熱海市
	修善寺駅周辺	伊豆市

2-4 推進体制

(1) 計画の進捗管理

伊豆半島の市町、観光関係者、県で組織する伊豆半島景観協議会が景観形成の取組の推進母体となり、 行動計画の進捗状況を管理するとともに、市町の景観施策の調整を行います。

(2) 進捗評価とマネジメント

外部有識者会議が行動計画の進捗評価を行います。協議会では、有識者会議の評価を受け、意見を反映した事業を遂行します。

景観の目指す姿に向けて PDCA サイクルを回すことで伊豆半島の景観形成を着実に推進していきます。

(3) 事業推進力の強化

県は市町の景観行政団体への移行を支援するとともに、市町職員の人材育成を進めていきます。また、市町 が公共施設の整備を行う際に、景観の専門アドバイザーを派遣する制度を設け、地域の推進力を強化します。

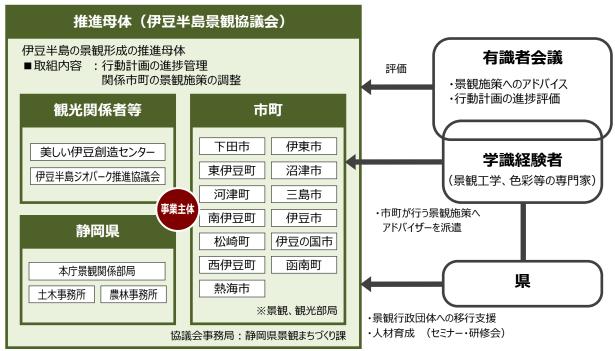


図 推進体制

参考

1 行動計画策定の流れ

表 行動計画策定の流れ

年月日		会議等 [※]				
		有識者会議	協議会	協議会 WG	地域景観 ミーティング	内容
平成28年	8月 3日		第1回			計画策定方針の検討
	8月 5日	第1回				計画策定方針の検討
	10月 6日			第1回		広域景観形成の方針検討
	11月10日			第2回		広域景観形成の方針検討
	10月25日 ~ 11月18日				13 市町 個別開催	観光地エリア景観計画の検討
	12月 5日		第2回			計画素案の検討
	12月17日	第2回				計画素案の検討
平成29年	1月24日			第3回		広域景観形成の施策検討
	2月16日			第4回		広域景観形成の施策検討
	2月24日	第3回				計画案の検討
	3月24日		第3回			計画の策定・公表

※有識者会議 : 専門的見地から助言や指導をいただくことを目的とする、地域づくりや観光などの有識者で構成した会議。

※協議会: 伊豆半島 13 市町の景観及び観光部局、美しい伊豆創造センター、伊豆半島ジオパーク推進協議会、県で構成する会議。

※協議会 WG :協議会構成機関の担当者で構成する会議。

※地域景観ミーティング:「観光地エリア景観計画」の検討を行うことを目的として、各市町の景観、観光部局及び観光協会等の関係団体代表者、県で構成する会議。

2 伊豆半島景観形成行動計画策定有識者会議

(1) 設置目的

伊豆半島の広域的な景観形成の指針となる「伊豆半島景観形成行動計画」を策定するに当たり、専門的見地からの助言・指導を受けることを目的に、有識者で構成する「伊豆半島景観形成行動計画策定有識者会議」を設置しました。

(2) 設置年月日

平成 28 年 7 月 5 日

(3) 委員名簿

(敬称略、会長を除き50音順)

会長	特定非営利活動法人くらしまち継承機構理事長	伊藤 光造
委員	東洋大学社会学部教授	青木 辰司
委員	工学院大学建築学部教授	西森 陸雄
委員	一石庵代表	原京
委員	静岡県教育委員	渡邉 靖乃

3 伊豆半島景観協議会

(1) 設置目的

伊豆半島の景観を守り育てるため、広域景観等の保全及び形成に関する施策の円滑な推進を図ること目的に、「伊豆半島景観協議会」を設置しました。

(2) 設置年月日

平成28年4月1日

(3) 構成名簿

下田市	建設課長、観光交流課長		
東伊豆町	建設課長、観光商工課長		
河津町	建設課長、産業振興課長		
南伊豆町	地域整備課長、商工観光課長		
松崎町	企画観光課長		
西伊豆町	産業建設課長、観光商工課長		
熱海市	まちづくり課長、観光経済課長		
伊東市	都市計画課長、観光課長		
沼津市	まちづくり指導課長、観光交流課長		
三島市	都市計画課長、商工観光課長		
伊豆市	都市計画課長、観光商工課長		
伊豆の国市	都市計画課長、観光課長		
函南町	都市計画課長、産業振興課長		
美しい伊豆創造センター	次長		
伊豆半島ジオパーク推進協議会	事務局長補佐		
静岡県	交通基盤部 景観まちづくり課長 (会長)		
	下田土木事務所 都市計画課長		
	熱海土木事務所 都市計画課長		
	沼津土木事務所 都市計画課長		
	文化·観光部 伊豆観光局長		
	観光政策課長		
	経済産業部 賀茂農林事務所 農村整備課長		
	森林整備課長		
	東部農林事務所 農村整備課長		
	森林整備課長		
※オブザーバー			
環境省	関東地方環境事務所 沼津自然保護官事務所自然保護官		
	下田自然保護官事務所自然保護官		
静岡県	政策企画部 賀茂振興局 参事兼地域振興課長		
	東部地域政策局 次長		
	くらし・環境部 自然保護課長		
	経済産業部 森林整備課長		
	教育委員会事務局 文化財保護課長		

伊豆は詩の国であると、世の人はいう。 伊豆は日本歴史の縮図であると、或る歴史家はいう。 伊豆は南国の模型であると、そこで私はつけ加えていう。 伊豆は海山のあらゆる風景の画廊であるとまたいうことも出来る。 伊豆半島全体が一つの大きい公園である。 一つの大きい遊歩場である。つまり、伊豆は半島のいたるところに 自然の恵みがあり、美しさの変化がある。

川端康成

- 伊豆序説より -

伊豆半島景観形成行動計画

発行:静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 【TEL】054-221-3490